

平成30年3月27日

担当：福祉部 地域福祉課
(担当者：吉村、東)
電話：0742-34-4994 (直通)
(内線 2813)

障害福祉サービス事業者指定取消処分

奈良市は、平成30年3月26日付けで合同会社しあわせ工房に対して、障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第9号の規定に基づき、事業所の指定の取消処分を行いましたのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 合同会社しあわせ工房
- (2) 代表者 代表社員 布施 憲一
- (3) 事業者所在地 奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号
- (4) 事業所名称 かなで (旧事業所名：生活支援センターホホエモ)
- (5) 事業所所在地 奈良市杉ヶ町35-2 中田ビル101号
- (6) サービス種類 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

2 指定取消効力発生年月日

平成30年5月1日

3 指定取消理由

【不正請求】

1. かなで (旧事業所名：生活支援センターホホエモ) が、居宅介護及び行動援護サービスの提供にあたり、同一の従業者が同時に複数の利用者にサービス提供を行ったとして、サービス提供記録を作成し、同記録に基づき介護給付費を請求し、受領した。

【障害者総合支援法違反】

2. 同事業所が行う重度訪問介護及び同行援護サービスと一体的に行われている居宅

介護及び行動援護サービスにおいて、介護給付費の請求に関する不正又は著しく不当な行為が行われたこと。